

核物質防護に関する不適合情報

2026年5月25日(月)までにパフォーマンス向上会議で確認した核物質防護に関する不適合事象は、下記のとおりです。
※核物質防護措置に関わる情報のため、事象の概要のみ、お知らせさせていただきます。

◆「不適合」とは、法律等で報告が義務づけられているトラブルや、設備の点検で見つかる機器の故障など、発電所の設備や業務の安全性及び信頼性の確保に必要な要求事項を満たしていない状態をいいます。

核物質防護に関わる不適合の公表方針・公表基準については以下のURLをクリックをご覧ください。

<https://www.tepco.co.jp/decommission/data/deviation/pp/pdf/policy.pdf>

1. 公表区分Ⅰ 0件

2. 公表区分Ⅱ 0件

3. 公表区分Ⅲ 1件

| NO. | 不適合内容 | 発見日 | 備考 |
|-----|--|----------|----|
| 1 | 原子力規制庁による検査において、立入制限区域境界に存在する地下通路が核物質防護上の開口部に該当するとの指摘を受けた。 当該地下通路を直ちに閉塞し、関係者に運用について周知した。 なお、現場設備に妨害破壊行為等の痕跡や、不正に人が侵入した形跡は確認されなかった。 | 2026/4/7 | |

4. 公表区分その他 2件

| NO. | 不適合内容 | 発見日 | 備考 |
|-----|---|----------|----|
| 1 | 核物質防護上の扉における認証装置の一部機能が、正常に動作しないことを確認した。 調査の結果、設備面の不具合であったことから、当該不具合箇所を交換し、正常な状態に復旧した。 なお、障壁機能および認証機能は維持されていた。 | 2026/4/7 | |
| 2 | 見張人が借用した鍵が返却されていないことを確認したことから、当日中に当該鍵を返却させた。 調査の結果、鍵を借用した協力企業作業員が返却を失念していたことを確認した。 対策として、関係者への口頭・掲示による注意喚起を実施するとともに、担当者立会いのもとで施錠・返却の確認を実施することとした。 なお、当該鍵が不正使用された形跡は確認されなかった。 | 2026/4/8 | |